

# 建設企業常任委員会会議録

平成27年3月10日

北 見 市 議 会

午後 1時26分 開 議

○(隅田委員長) ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○(似内次長) ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は6名、全員出席であります。

以上であります。

○(隅田委員長) 今定例会におきまして私ども建設企業常任委員会に付託されました議案の審査を行うわけではありますが、審査につきましては配付されておりますレジュメに従い、行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時27分 休 憩

---

午後 1時28分 再 開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、まず都市建設部所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○(佐藤部長) お疲れさまでございます。それでは、私から今定例会に提案させていただきました都市建設部所管の主な案件の概要についてご説明させていただきます。

初めに、議案第17号北見市建築基準法施行条例の一部を改正する条例についてでございますが、建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第19号の市道の認定については開発行為などによる市道の認定を、議案第20号市道の路線変更については市道の延伸による路線の変更を行うものでございます。

次に、議案第27号平成26年度北見市一般会計補正予算についてでございます。初めに、道路橋りょう費の道路整備事業費と都市計画費の街路事業及び受託事業費では、国の繰り越し承認及び北海道の事業

調整によりまして一部事業を平成27年度に繰り越すものでございます。

次に、公営住宅整備事業費では、端野自治区の親交団地建替事業を平成27年度から事業実施に向け計画しておりますが、造成費について国との協議が調いましたことから、平成26年度予算を繰越明許費として補正計上させていただきますとともに、用地取得のための債務負担行為を計上させていただくものでございます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長からご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○(小原課長) それでは、私から北見市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。今回の改正は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条例で引用しております同施行令の条項が改正されますことから、所要の改正を行うものでございます。

初めに、資料上段囲みの建築基準法の改正についてをごらんください。建築基準法につきましては、建築基準法の一部を改正する法律が平成26年6月4日に公布され、既に施行されているものを含め、資料にお示ししている1から4の方法で施行されることになっております。このうち今回の条例改正は、2の下線部分にございます改正法公布後1年以内施行の建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令により建築基準法施行令の一部が改正されることにより、所要の改正を行うものでございます。

次に、資料中段の北見市建築基準法施行条例の改正の概要についてですが、改正箇所は市条例第8条の長屋の形態及び戸数の条文でございます。ここには、木造の長屋を3階建てとする場合には1階の主要構造部を建築基準法施行令に基づく準耐火構造とする必要があると規定されております。今回の改正は、新旧対照表左側の現行の欄、下線部にあります

建築基準法施行令の引用条項、準耐火構造の規定、第115条の2の2第1項第1号が同施行令の改正により建築基準法施行令の第129条の2の3第1項第1号口に統合されたため、右側の改正案の下線部のとおり引用条項を第129条の2の3第1項第1号口とするほか、建物に求める準耐火構造の部位が明確になるよう所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は施行令の改正施行日と同日の平成27年6月1日を予定しております。

また、資料2ページ上段には建築基準法の一部を改正する法律の概要を、下段には引用条項であります建築基準法施行令の新旧対照表を載せておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（津嘉田課長） それでは、私から道路管理課が所管する案件につきまして、お手元の委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料3ページをお開き願います。議案第19号市道の認定について及び議案第20号市道の路線変更についてでございますが、新たに市道認定する5路線、延長が1,154.19メートル、路線を変更する3路線、変更後延長が1,419.49メートルとなっております。（2）に市道認定の内訳を（3）に路線変更の内訳を記載しております。

次に、4ページをごらんください。市道認定の種類につきましては、開発行為による道路が1路線、寄附、その他による道路が4路線、合わせて5路線を道路法の規定により認定するものであります。

次に、路線変更といたしましては、三輪第弐4線道路、三輪第壹14号道路、清月町11線道路につきましては開発行為に伴い路線延長を延伸させるものでございます。いずれも道路法の規定により変更するものでございます。

なお、5ページには市道認定、路線変更箇所図を記載しておりますので、ご確認いただければと存じます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（菊池課長） それでは、土木課所管にかかわります道路整備事業費、街路事業費につきまして、委員会資料に基づきご説明させていただきます。

委員会資料6ページをお開き願います。道路整備事業費の夕陽ヶ丘通りでは、関係者と物件移転に向け補償協議を進めてまいりましたが、物件の年度内移転が困難なことから、国との協議が調いまいりましたので、用地取得費、物件移転補償費などの一部を繰り越すものでございます。

街路事業費の三輪通り、西10号通りでは、関係者と物件移転に向け補償協議を進めてまいりましたが、物件の年度内移転が困難なことから、国との協議が調いまいりましたので、用地取得費などを繰り越すものでございます。また、小泉通りでは、補償物件移転のおくれにより道路工事が年度内に完了が困難なことから、国との協議が調いまいりましたので、工事請負費を繰り越すものでございます。

なお、それぞれの繰り越し箇所については7ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○（千田課長） 続きまして、用地課所管にかかわります補正予算につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料6ページをお開きください。6ページ中段、都市計画費について、受託事業のとん田通りにつきましては、関係者と物件移転に向け補償協議を進めてまいりましたが、契約が年度末となり年度内移転が困難なことから、とん田通りにつきましては用地費、補償費を含め2,294万4,000円を平成27年度に繰り越し、実施するものでございます。

なお、8ページには事業箇所を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で用地課所管にかかわります説明を終わらせていただきます。

○（高橋課長） 端野総合支所建設課にかかわりませぬ補正予算につきては補足説明に入ります前に、委員会資料に訂正箇所がございます。まことに申しわけありませんが、ご訂正をお願いいたします。委員会資料6ページをお開き願います。下段、債務負担行為補正の事項欄、親交団地立替事業費の立替の語句を建設の建の建替にご訂正をお願いいたします。

それでは、補正予算につきては、委員会資料に基づき説明させていただきます。委員会資料6ページの下段になります。今回補正予算に計上しました公営住宅整備事業費につきては、国費の確保と事業の円滑な推進を図るため、国、北海道との協議により平成27年度における予定事業の一部を前倒ししたものでございます。親交団地建替事業費につきては、北見市公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成27年度の造成工事後、平成28年度から5年計画で26棟88戸を現在の用地とあわせて建てかえを計画しています。このうち、平成27年度の造成工事につきては繰越明許費で全額繰り越すものでございます。また、このことに伴います用地1万1,993.56平方メートルの取得につきては、債務負担行為により計上し、北見市土地開発公社に取得を依頼するものでございます。

なお、資料9ページに親交団地建替事業位置図を記載しておりますので、ご確認願います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○（隅田委員長） 補足説明が了しましたので、都市建設部を審査の対象といたします。

質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で都市建設部の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時39分 休憩

午後 1時41分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、企業局所管の審査を行います。補足説明を求めます。

○（今 局長） それでは、私から今定例会提出議案中、企業局所管に係る議案第30号平成26年度北見市下水道事業会計補正予算につきては説明をさせていただきます。

国の平成26年度補正予算に関連いたしまして、平成27年度における予定事業の一部前倒しによる補助事業として国・道との協議が調いましたことから、雨水環境整備費につきては補正計上したところとございます。

詳細につきては担当課長より補足説明させていただきますので、ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○（伊藤課長） それでは、お手元の委員会資料に基づき、企業局所管の補正予算につきてはご説明いたします。

まず、資料1ページをお開きください。平成26年度北見市下水道事業会計補正予算についてご説明いたします。国の平成26年度補正予算に関連いたしまして、平成27年度における予定事業の一部前倒しにより補助事業として国・道との協議が調いましたことから、企業債及び国の交付金を財源に、資料下段、資本的支出の管渠整備費で1億6,000万円を補正計上いたすものでございます。

次に、資料2ページをお開きください。下水道管渠工事施工箇所図でございます。入馬川第2幹線整備といたしまして雨水管424メートルの整備を実施するものでございます。

私からは以上でございます。ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

○（隅田委員長） 説明が了しましたので、企業局を審査の対象といたします。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で企業局の審査を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時43分 休憩

---

午後 1時44分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、当委員会に付託されました議案5件の審査は終了いたしました。

次に、討論の通告がありませんので、本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認めます。

よって、本案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員会報告の文案については、正副委員長において作成の上、3月12日午前10時から委員の皆様にお諮りしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、都市建設部からの報告を受けてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時45分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部からの報告2件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（佐藤部長） それでは、市営住宅の家賃の減免及び北見市街路樹種配置計画の樹種選定についてご報告をさせていただきます。

説明に入ります前に、委員長のお許しをいただきまして、先般北見市内の不動産業者より宅地造成にかかわり北見市を被告とする訴訟の申し立てがございましたので、口頭ではございますがご報告をさせていただきます。釧路地方裁判所北見支部から送達されました訴状によりますと、都市計画法に基づき平成21年から22年にかけて原告側が行いました北見市清月町宅地造成の開発行為に伴います道路及び上下水道などの整備について、市に不当利得等の返還を求める内容となっております。市といたしましては、顧問弁護士と協議の上、応訴に向けた準備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、答弁書の提出期限は本年3月16日、第1回口頭弁論期日は3月23日となっております。また、本年度の訴訟費用につきましては、既定予算の流用などで対応させていただき、来年度以降につきましては補正予算などを含めて対応させていただく予定でございます。

それでは初めに、市営住宅の家賃の減免についてでございますが、低所得者に対し家賃負担の軽減を図るため、現行の家賃減免制度の収入基準を見直し、規則の一部改正を行うものでございます。

続きまして、北見市街路樹種配置計画の樹種選定についてでございますが、北見市緑化審議会における樹種選定の検討結果を報告させていただきたいと思っております。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長よりご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○（石川課長） 市営住宅の家賃の減免についてご説明させていただきます。

委員会資料では1ページから4ページでございます。初めに、1ページをごらんください。市営住宅

の家賃につきましては、公営住宅法の規定により入居者の収入に応じて決定され、その額は低廉なものになってございます。しかしながら、何らかの事情によりその低廉な家賃を負担することが困難な場合もございます。このような場合、公営住宅法においては、事業主体は病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができるかと規定されております。

次に、北見市の減免制度の概要でございます。現行制度の考え方は、生活保護受給者の世帯に支給される額のうち家賃が占める割合を求め、その値を負担できる割合と想定し、入居者に生活保護受給と同等の割合を家賃負担に求めていくものです。

3の改正の目的ですが、現行の減免制度では生活保護法に定める基準額と世帯の収入を対比し、収入が基準額を上回る場合は減免対象とならないため、収入が基準額を若干上回り、社会保障費や税などを支払った後に基準額以下となる低所得者に対し家賃負担の軽減を図れるよう規則の改正を行うものです。

2ページをごらんください。改正する規則の内容でございますが、規則の新旧対照表の右欄の改正案をごらんください。1点目として、減免要件(1)のイ、世帯収入が基準額の100分の130未満を減免の対象といたします。2点目として、その横の減免する額でございますが、世帯の収入に応じて、入居者にわかりやすいよう1割から4割の4段階に区分するものです。

3ページは、入居世帯の収入を月額10万円とし、家賃を1万5,000円とした場合での現行制度と改正後をグラフにあらわしたものでございます。細かな点線であらわしているラインが現行の制度でございます。太い点線のラインが改正後のラインでございます。

4ページをごらんください。この改正による影響でございますが、市営住宅の入居世帯が3,787世帯ご

ざいます。試算でございますが、現行の制度での減免対象世帯数は816戸で21.5%、見直し後の対象世帯は1,307戸で34.5%なり、世帯数で491世帯、率で13%の増加となっております。

周知方法でございますが、市営住宅全戸に配布しております住宅だよりや収入申告などの通知書、書類等を利用して、制度改正の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、実施時期でございますが、平成27年度4月当初より実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○(小野寺課長) 続きまして、北見市街路樹種配置計画の樹種選定につきましてご報告させていただきます。

北見市緑化審議会で検討されておりました街路樹種の選定が2月に開催されました第11回の審議会で決定いたしましたので、報告いたします。委員会資料5ページをごらんください。北見市街路樹配置計画の樹種選定について、(1)、北見市街路樹種配置計画、1)、計画の目的、計画の目的といたしましては、街路樹がもたらす環境機能の向上と緑化思想の普及を図ることを目的として策定されました。

(2)、樹種の選定、1)、選定検討方針、植栽樹木が原因で交通や周辺住民に及ぼす影響が生じ、維持管理上の支障が増加していることより、歩道、車道と街路樹のバランス、樹種の選択等を検討し、将来を見越して多様な緑を創出することを目的とし、豊かな街路樹の育成、保全を図る。

2)には街路樹の機能を記載してございます。

3)、街路別樹種配置状況を委員会資料7ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

4)、選定樹種の考え方、選定樹種の考え方につきましては、北見地方でよく生育するもの、維持管理が比較的容易なもの、花粉や種子で環境に影響を及ぼさないもの、市場流通状況が良好なものを総合的に勘案いたしました。

5)、選定樹種の種類、北見市街路樹種配置計画は昭和55年に策定され、ニセアカシアなど15種の樹種が決定され、平成9年にはヤマモミジなど新たに5種類が追加され、計20種類となっております。今回樹種の検討を行った結果、委員会資料8ページから9ページに記載したとおり、新たにアズキナシ、キタコブシなど12種類を追加し、合計32種類のうちニセアカシア、プラタナスなど6種類を不選定、イチョウ、ヨーロッパアカマツなど6種類を要検討とし、選定種20種類といたしました。

委員会資料10ページには、既存の街路樹を選定、不選定、要検討の3種類に色分けして表示してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

続きまして、委員会資料6ページでございます。(3)、今後の対応でございます。1)、既存街路樹の対応、植栽樹木が原因で周辺住民に及ぼす影響が生じ、苦情が多数寄せられ、かつ維持管理上支障があると認められる場合は可能な限り除去し、適木を植栽する。

既に植栽された樹木の取り扱いについては、原則的には継続配置とするが、総合評価で要検討の樹種は今後経過観察をする。継続配置の適否については、将来更新時の判断とする。

不選定の樹木については、将来の更新時に選定種から適木を採用し、更新を図る。

2)、街路別樹種配置、新規路線につきましてはそれぞれ沿道の土地利用を勘案し、商業地、工業地、住宅地などその地域に合った樹種を配置することといたします。

以上が緑化審議会での北見市街路樹種配置計画の樹種選定についての報告でございます。

既存街路樹の対応につきましては、現在危険木、支障木の除去を第一に行っており、平成27年度に策定を予定しております街路樹再配置計画に今回の新しい樹種を考慮していきたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願います。

○(隅田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(中崎委員) 先ほど口頭でありました、北見市が被告として訴えられた件なのですが、資料もありませんので、言葉に少々誤りがあったら申しわけありません。開発行為でのお話ということだったので、開発行為がなされた工事開始年月日と、訴えられたということですから、訴えられた金額をお知らせいただきたいのです。

○(松本次長) ただいま中崎委員からご質問のあった件にお答えさせていただきます。

原告が行った開発行為につきましては、平成21年度から平成22年度にかけての開発行為でございます。北見市が受理しました訴状の内容につきましては、原告が北見市に損害を求めている金額につきましては7,197万1,498円及びこれに対する平成21年1月1日から年5歩の割合の金品を支払えという内容になってございます。

以上です。

○(中崎委員) 今被害額として7,200万円相当の金額が言われたのですが、道路と下水道というお話だったので、部長の裁量としてそれを判断されたというのはちょっと解せないような気がするのです。そして、市内で言われているのは、副市長の裁量でこのお話を聞いていたというお話も伺っております。そういう意味では、平成21年から平成22年ということで現部長、局長に関してはいなかったのですが内容はわからないのかもしれませんが、その辺行政のトップとして対処されていたのかお聞きしたいのです。わかる範囲でよろしく願います。

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 1時59分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(佐藤部長) 中崎委員からの今回の対応についてでございますけれども、今回訴状が来た時点で、最終的に私どものトップである市長まで報告をさせていただいて、最終的にはやはりこの訴状に対しては裁判にかかわるということで、顧問弁護士とも相談して報告をさせていただいております。現状の組織としては都市建設部が開発行為の窓口ということで、ご報告をさせていただいたところでございます。

○(中崎委員) 今平成27年ですから、長年にわたってそれぞれの担当部長、局長が話を把握していたということによろしいのでしょうか。私の聞き及ぶところによりますと、副市長が担当してお話を伺っていたと聞いております。その辺、部長それぞれが引き継ぎで今日までできているという見解でよろしいのでしょうか。

○(佐藤部長) 開発行為完了後、いろいろな案件につきましては開発工事者からの問い合わせ等もありまして、それは常に引き継いで今日に至っているところでございます。

○(中崎委員) 工事の引き継ぎという話ではなく、その工事をやった過程でそれぞれ損害になっているということで訴えられていると思うのです。だから、その箇所の工事の判断をそれぞれの部長、局長がされたのか、どういう経緯でその判断をしていたのか。裁判の話ですから、本当に責任関係ですので、今言われた話では部長、局長が全面的に責任を負ってやっていたという話にしか聞こえないのですが、その辺もう一度きちんとお答えください。

○(佐藤部長) 今回窓口としては都市建設部が開発行為の窓口ですが、企業局なり、都市建設部なりで多岐にわたってございます。その中で、最終的にこのことについては私どもの上司である副市長なり、そういうところに報告をして、現状の対応はしているところでございます。

○(斎藤委員) 街路樹種配置計画について何点かお伺いしたいと思います。

資料6ページになるのですが、今後の対応という

ところで既存街路樹の対応の に、不選定の樹木については将来の更新時に更新を図ると。これは、このときというのは住民の意向も反映されるような更新になるのかどうかはまず1点。

それから、2)街路別樹種配置について、商業地、工業地、住宅地、新規路線については土地利用状況を勘案し、配置するとあります。ここで防音、防火に効果のある樹種と書かれているのですが、8ページの樹種の評価の中に防音とか防火に効果があるという部分は評価項目に入っていないのです。したがって、どの樹種が防音、防火に効果のある樹種とされているのか。また工業地については防音に効果のある樹種、公害に効果のある樹種とあり、評価項目に公害というのがあるのですが、具体的にどのような公害に対する効果があるのか、ちょっとイメージできなかったものですから。それから、防火に効果のあるというのは、重ねてなのですから、火に強いという意味なのかどうか伺いたいと思います。

最後に、平成25年度の予算審査の際に私のほうから樹種の配置計画策定に伴って維持管理コストの低減がどのくらい図れるのかとお伺いをいたしました。当時の課長の答弁では、平成25年度に策定する配置計画策定時に算定いたしますと。現在まだ計画がおくれている状況なのですが、詳細なコスト低減、今出せないかもしれませんが、概算で結構です。計画が完了し、すごく時間はかかると思うのですが、更新が進んでいった段階ではどのくらいの維持管理コストの低減が図れると考えているか伺いたいと思います。

以上です。

○(沢合委員) 市営住宅のことでお聞きしたいと思います。

減免をするという部分では、私の認識では道営住宅は減免があると思っておりました。ここで市営住宅のほうで減免をするということですが、道営住宅と市営住宅のレベルと申しますか、その水準というのは同じと見てよろしいのですか、それとも違いが

あるのか、その辺だけ確認させてください。

○(小野寺課長) 斎藤委員からの街路樹種配置計画のご質問でございますが、最初に不選定樹種の路線につきまして住民の意向ということでございますが、これにつきましては来年度予定しております計画の中で住民に対してある程度アンケートをとって行いたいと考えております。

次に、防音、防火の関係ということでございますが、まず防火ということに対しては火をある程度遮断できるということで、例えば樹種でいいますとナナカマドは非常に燃えにくい樹種でございますので、そういったものもでございます。また、公害にどのような効果ということですが、排気ガスとか、そういったものを想定しての話になっております。車の排気ガスとかそういった空気の汚れに対する耐久性というのですか、それに対して強いという考えでございます。

それと、昨年度の予算委員会でのコストの縮減でどのくらいということございましたけれども、これにつきましては再度といたしますが、細かくはじかなければなかなか出てはこないと思うのですが、大体の予想としては六、七割ぐらい、今10割に対して六、七割の目標をある程度設定しながらやっていきたいと考えております。長年にわたる樹種の入れかえ等になってきますので、その辺につきましては正確な数字は出ませんが、ある程度6割、7割ぐらいの目標を持って計画を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○(泉谷係長) 沢合委員からの道営との制度の違いについてですが、道営住宅の減免制度につきましては、生活保護基準の何倍というのは同じなのですが、比較するもの自体が違うものですから、市営住宅と道営住宅の場合でどちらの制度が手厚いかというのはちょっと比較が難しいところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

{「答弁漏れ」と呼ぶ者あり}

○(隅田委員長) 暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休憩

---

午後 2時12分 再開

○(隅田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○(小野寺課長) 斎藤委員からの樹木の防音についてでございますが、防音につきましては常緑樹、常に葉っぱがあると。秋になって葉っぱが落ちますと冬の間の車道自体、車の騒音等を守ることはできませんので、常緑樹というのが基本的な考え方でございます。あと公害に強いというのは、車の排気ガス、また工場等から出てきますばいじんですか、そういったものに対してどの程度の耐久性があるかということと考えております。

以上でございます。

○(斎藤委員) 前提として、通常市民環境部の環境課のほうで騒音調査とか振動調査とかというのはやっているのですが、工業地帯が環境基準を超えるような騒音が発生しているところだから防音に効果のあるものを植えるという前提であればわかりませんが、環境基準以内のところであってもさらに防音が必要な状況というのであれば、これは工場地帯に限らず住宅地であっても同じ条件なのかと思うのです。商業地、工業地、住宅地、それぞれ防音、防火となっていますけれども、実際に樹種を植えるときにはその路線の騒音測定とかをやられて、防音に適した樹種を選定するという考え方の理解でよろしいですか。

あと、もう一点、防火というのは、これは敷地境界からどのぐらい離れていても防火という形、こういうところはみんなナナカマドなのだという理解でよろしいかどうか。

○(小野寺課長) 斎藤委員の質問でございますが、確かにこういう記載の仕方になりますと、植えていく樹種に対して非常にきつい縛りになっていくもの

であることは確かだと思います。その音を調べて、そしてその木を植えたことによってどれくらい下がっているのかといったところまでの調べになってしまいますので、そこまでの部分について今回緑化審議会のほうで……

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○（森部委員） 公園緑地課長の答弁をしようとする意図はわかるのだけれども、こういう資料を提出して説明をするには今非常に状況的に苦しいと思うのだ。どうしても、今の状況で答弁されるには多分無理が生じてくるような気が私はするのだ。これは、きょうここでどうしても報告しなければならない案件なのか。もう一度精査して改めて提案するなり、報告するなりしていかないと、その計画で今言うように防火のことでいけば、木はこれだと限りなく限定されてしまうような話になっていくような気がするの、委員長において整理していただけませんか。

○（隅田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時17分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の答弁を求めます。

○（佐藤部長） 斎藤委員のご質問あるいは森部委員の議事進行発言、いろいろございましたけれども、街路樹種の配置計画については今基本的な考え方をお示しましたけれども、やはり具体的な部分で、私どもとしては今後その部分が本当にどんなものかという部分も含めて、平成27年度に予定されております街路樹種配置計画の中に基本的なこの部分の考え方も盛り込んだ中で当委員会にご説明をし、今後の維持管理費、あるいは今後の配置、あるいはまちづくりの部分できちんとお示しできるように検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○（中崎委員） 持ち帰るのでしたら1点、6番目

のエゾヤマザクラなのですが、公害に弱い、虫に弱い、危険要因があるということで評価のAはバツェンになっているのです。そして、維持管理と一番問題になるところも三角表示になって、最後の総合評価は丸になって選定になっているのです。だから、何らかの主観が入っているのか、その辺もう一回持ち帰ったときに、街路樹ということで選び出すのですから公園とかはあって当然よろしいと思うのですが、その辺の評価がこういうばらばらな形ではいまいち納得できない部分がありますので、持ち帰ってもう一回検討していただきたいと思います。

○（隅田委員長） 中崎委員の今のご提案も含めて検討して、次回報告していただきたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

○（沢合委員） 市営住宅の減免という、この部分で答弁をいただきました。

減免の部分はいいと思うのです。これまでなかったわけですから、そのあたりのところでは私は歓迎しているのですけれども、先ほど道営と市営と比較が違うと、こういう説明だけで終わったものですから、例えば市営住宅が高いのか、安いのか、あるいは経済状態によってどう違うからこのレベルまで達しないとか、そういう具体のものが1つなければ、比較が違っただけでは話が見えないと思うので、その辺の説明をいただきたいと思います。

○（石川課長） 今沢合委員から道営住宅と市営住宅の減免の制度の関係で再質問がございました。

現在も北見市の市営住宅で減免制度がございませぬ。その内容等につきましては、新旧対照表のほうに現行の制度ということで書いてありますが、ここにはその世帯の生活保護基準以下の方、収入が以下の方であれば減免が受けられるという制度でございまして、道営住宅のほうは生活保護基準を使ってなくて政令月収という、それはその世帯が一般的に言われる収入の控除前の額ということで、その収入に応じて減免額がそれぞれ何割と規定されているわけで、そのことでいえば世帯数の参考になるかと思

いますけれども、現行制度でいえば管理戸数に対する減免の件数といたしますと、現行の北見市の減免件数は率でいうと1.2%になります。北海道になりますとこれが12.5%ということで、大幅に差があるわけで、一般的に北見市は道営住宅と市営住宅の混在地域ということもありまして、道営住宅のほうがやはりはるかに厚い減免制度を採用しているということで、北見市は減免がないのでないかという、そういう誤解もございます。ただ、生活保護基準以下でなければ減免が受けられないということに対して、今回は生活保護基準の1.3倍まで基準を上げまして、対象の入居者の減免を拡大したいという趣旨でございます。

以上でございます。

○（隅田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（隅田委員長） なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

---

午後 2時23分 再開

○（隅田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時23分 閉議

---